

(様式1)

事案調書(決定会議)

審議日 令和7年11月6日

案件名	多様な学びの拠点整備事業(並木小学校跡地活用)							
所管	教育	局区		部	教育相談	課	担当者	内線

事案概要

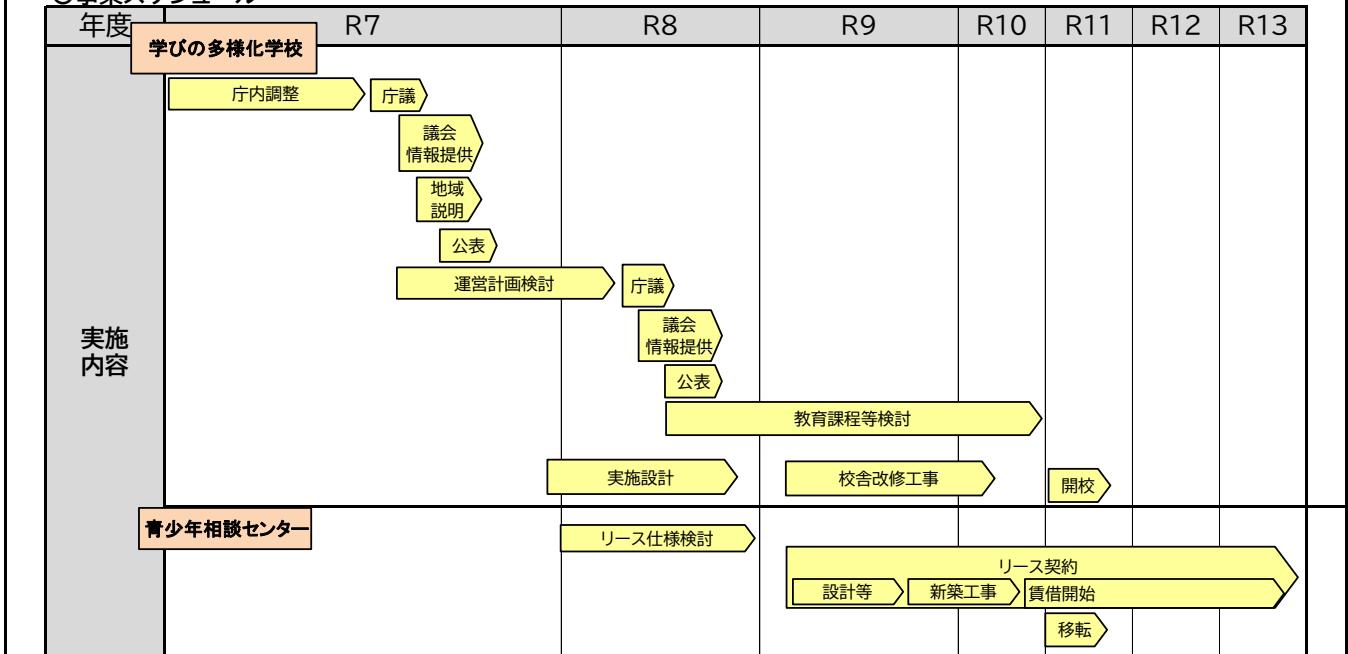
令和9年3月に閉校となる並木小学校跡地を活用し、「学びの多様化学校」を設置するとともに、「青少年相談センター」を同地に移転することにより、不登校をはじめとする児童生徒の様々な状況に応じた多様な学びと教育相談の充実を図るとともに、市立小中学校の支援力向上のためのノウハウの蓄積と発信を担う「多様な学びの拠点」を整備するもの

審議事項 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;"> 行議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論 </div>	並木小学校跡地を活用し、「学びの多様化学校」の設置及び「青少年相談センター」の同地への移転
審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	不登校をはじめとする児童生徒の様々な状況に応じた多様な学びと教育相談の充実					
	効果測定指標				施策番号	3.4	
	年度	R7	R8	R9	R10	R11	
	事業効果 年度目標					R12	

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール



○事業経費・財源		(千円)						
項目	補助率/充当率	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
事業費(費)		0	58,450	328,000	246,750	336,820	306,820	306,820
うち任意分								
特 財	国、県支出金				5,000	68,700	68,700	68,700
	地方債		43,600	231,000	82,400	22,500		
	その他							
一般財源		0	14,850	97,000	159,350	245,620	238,120	238,120
うち任意分								
捻出する財源※2								
一般財源拠出見込額		0	14,850	97,000	159,350	245,620	238,120	238,120
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要	学校教育施設等整備事業債、義務教育国庫負担金							
税源涵養 (事業の収支効果)								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入) (人工)

項目	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
実施に係る人工	A	0	2	10	10	2	0
局内で捻出する人工※	B	0	0	0	0	0	0
必要な人工	C=A-B	0	2	10	10	2	0
局内で捻出する人工概要							



日程等 調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和10年6月	報道への情報提供		資料提供
	パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供	資料提供	令和7年12月	

事前調整、検討経過等	
調整部局名等	調整内容・結果
関係課長打合せ会議(R7.8.7)	教育局内の方向性を検討。学びの多様化学校の設置に向け、局内等の調整を行う。
関係課長打合せ会議(R7.9.9)	教育局内の方向性、今後の検討事項等について協議。今後担当者による作業部会を設置し、検討を進める。
関係課長打合せ会議 (R7.10.16)	多様な学びの拠点整備事業について議論。調整会議に諮ることとなった。

備 考	資料のカラーユニバーサルデザイン確認済み

庁議におけるこれまでの議論		
(開催日)	R7.10.24	(庁議種類) 調整会議
(庁議結果) 原案を一部修正し、上部会議に付議する。		
○(中央区区政策課長)地域説明について、災害対応や選挙会場としての活用など、これまでの学校としての機能を維持できるようご配慮願いたい。また、地域の方々の活用検討が始まると前に、可能な限り早く地域説明に入って頂きたい。		
○(シティプロモーション戦略課長)説明の中でフリースクールに通っている方への補助の話があったが、(仮称)さがみはら学びの多様化学校(以下、多様化学校)の整備が完了すればフリースクールに通う児童生徒は減ると考えるが、いかがか。		
→(教育相談課長)フリースクールから多様化学校へ移りたいと希望する児童生徒は想定しているが、現在フリースクールに通っている子ども達の全員ではないと考えている。		
→(シティプロモーション戦略課長)補助は縮小等の予定ではなく、継続となるのか。		
→(教育相談課長)多様化学校の開設もまだ先なので、現時点では縮小等は検討していない。		
→(シティプロモーション戦略課長)学校に通えない児童生徒が、同じく学校である多様化学校に通うことが出来るのかという懸念はある。他市ではどのように実績を出しているのか伺う。		
→(教育相談課長)本市のように閉校となった学校施設を再活用するパターンもあれば、まったく学校を感じさせない建物にするなど他市の設置状況も様々である。また、外観が学校のままで内装や教室内の机の配置を工夫するなどして、学校を感じさせずに安心できる場所を提供することも可能であるため、子ども達に寄り添ったかたちで検討を進めていきたい。		
→(シティプロモーション戦略課長)どの程度の児童生徒数が見込めるのかを慎重に検討した上で、規模に見合った施設となるようにして頂きたい。		
○(財政課長)児童生徒数を120名想定している点について、中学校の不登校生徒数は増加傾向にあることから、2学級設置していることは分かるが小学校については整備完了後に不足が生じたりすることがないよう、他市事例を参考にしながら実態に即したエビデンスに基づいた見込数を出して頂きたい。青少年相談センター(以下、青少相)は既存の校舎に組み込めない根拠としても、適切な児童生徒数を割り出した上で、空き教室を捻出できないため、青少相は別途建物が必要という整理にしたほうが良い。一度未利用資産の会議には上がっているが、教育財産として学校としての活用をするという整理でよいか。		
→(アセットマネジメント推進課長)未利用資産会議の中では、教育財産として教育委員会で今後の活用法を検討するという整理になっている。		
→(財政課長)説明の中で、並木小学校があと20年で建替の対象となる話が出たが、20年しか使用しない前提で、この場所を拠点として整備するのか。プレハブという話も出していたが、公的な機関なので、プレハブでいいのかという議論もあると考える。20年後に建て替えることを前提に検討しているなら、ロードマップのような物が必要であると考えるが、将来的な見通しをどのように考えているか。		
→(教育総務課長)並木小学校は築80年で建替となるので、そうなった時に青少年相談センターの築年数が短いと、学びの拠点全体としての検討をしていくことが難しくなることが予測されるため、プレハブという選択肢も挙げた。		
→(財政課長)およそ20年後に再検討ということだが、その時点で建替をするのか、他の学校の校舎を活用するのかは決まっているか。		
→(教育総務課長)現時点では、そこまで決まってはない。		
→(財政課長)長寿命化のための改修工事あと20年間校舎を使用できるという理解で良いか。		
→(教育総務課長)校舎を80年もたせるために行う工事のため、使用できる想定でいる。		
→(財政課長)予算の持ち方について、設計委託費が令和8年度と令和9年度に跨っているが、改修工事が令和9年度に始まるため、令和9年度に設計委託が残っていると、設計が固まっている中で工事が始まることになるのはおかしいため、設計委託費は令和8年度内に収めて頂きたい。設計委託費は令和8年度当初予算では契約期間があるため、7年度3月ゼロ市債とし、9年度の予算要求に間に合う形での実施設計を目指して頂きたい。		
○(人事・給与課総括副主幹)事業調書の人工について確認したい。令和8年度は事務職2名の増員、令和9年度は令和8年度に増員した2名に加え、更に事務職2名、指導主事6名の増員という理解でよいか。また、事務職員の役割は決まっているのか。		
→(学校教育相談課長)そのとおりである。多様化学校の工事等が始まると関係で財務関係や、青少年相談センターの移転も重なるので、事務負担が増加するため、調整の役割を担う想定である。		
→(人事・給与課総括副主幹)令和9年、10年の2か年のみの配置でいいのか。		
→(学校教育相談課長)局内調整はこれからにはなるが、令和9年度に予定している6名の指導主事はそのまま多様化学校の教職員として配置することも含めて検討している。2名の事務職員は、開校までの準備期間を伴走するイメージである。		
→(人事・給与課総括副主幹)青少相の移転について、緑区・南区の相談班は特に影響を受けないと理解で良いか。		
→(教育相談課長)そのとおり。		
○(マーケティング課長)資料10ページの学校の概要について、手元の統計書から市内の外国人人口の内訳をみても、多国籍であることが分かる。国際級については1学級となっているが、様々な文化的背景がある中で、1学級に定めない方が多様化学校らしさを発揮できると考えるがいかがか。		
→(教育相談課長)国際級は個別の日本語指導を行う想定で、国際級に長く在席する想定はなく、一定の日本語力がついた子は通常級に戻っていく想定でいる。多文化と触れ合う機会とうのは多様化学校に限らず、市内の学校では必要なことと捉えているため、うまく発信していくよう努めていく。		

<<次ページあり>>

庁議におけるこれまでの議論				
(開催日)	R7.10.24	(庁議種類) 調整会議		
(庁議結果)	原案を一部修正し、上部会議に付議する。			
<<つづき>>				
<p>○(アセツトマネジメント推進課長)移転後の青少相については、本庁舎の在り方検討を踏まえ、検討するという流れでよいか。 →(教育相談課長)よい。</p> <p>→(アセツトマネジメント推進課長)教育財産から普通財産に変わった後に、引継ぎ時に課題が多いので、早めに整理しながら進めさせて頂きたい。義務教育学校として設置することだが、学年の区切りはどのように考えているか。</p> <p>→(教育相談課長)4・3・2や3・3・3の区切り方など、様々な考え方がある中で、教育課程を作っていく中で学年・学級編成も併せて検討していく。</p> <p>→(アセツトマネジメント推進課長)青和学園や鳥屋学園などは学年の区切り方でフロアを変更するなど、工夫した配置がうまくいったと思うので、多様化学校についても同様の工夫を検討して頂きたい。</p> <p>○(総務法制課長)大型の義務教育学校というのは、他市と比べても一般的な形なのか。</p> <p>→(教育相談課長)一般的なのは中学校だけという形が多い。小中の両方をもつ多様化学校の数は、それほど多くはない。本校型よりも分教室型の方が選ばれている印象がある。</p> <p>→(総務法制課長)本校型にして校長を置くことで、生じるメリットは何か。</p> <p>→(教育相談課長)校長がいることで、学校の運営方針をもとに、教育課程を組んでいけるところはメリットである。</p> <p>→(総務法制課長)青少相と併設されることは、特徴的なのか。</p> <p>→(教育相談課長)研修が可能な教育センターと併設されているところはあり、そこに相談機能を持つようなところはある。本市の場合は、完全に相談機能だけになるので、類似する施設は多くない。</p> <p>→(総務法制課長)特徴があるのであれば、アピールしていくのも良いのではないか。通級指導教室の受け入れ人数の想定は何人程度か。</p> <p>→(教育相談課長)定員という考えよりは、多様化学校の120名の中でも、恐らく発達に課題があるお子さんがいて、その中でも個別でソーシャルスキルトレーニングと呼ばれるコミュニケーション能力をあげるような支援が必要な子が一定数いると想定している。校内で通える教室という意味合いで通級指導教室を設けた。通常の学校でも全体の10%程度は発達に課題があるといわれているため、一定数はいると捉えている。</p> <p>→(総務法制課長)多様化学校であれば通えるとなったお子さんでも、通級指導教室に通わなくてはいけない子というのは多いのか。</p> <p>→(教育相談課長)そもそも通級指導教室を併設している学校数が少ない。通級指導教室は1日の中で1時間だけや、週に1時間など基本は多様化学校の通常級で学びながら、必要に応じてという形を考えている。</p> <p>→(総務法制課長)学校の設置自体は政令市の中ではあまり早くないという話があったが、逆に考えれば先行して設置した自治体の課題等を事前に把握できると思うので、その辺りも考慮して設置検討を行って頂きたい。</p> <p>○(教育総務課長)説明で漏れてしまった部分の補足となるが、来年度予定している基本運営計画について、関係課長会議において、パブリックコメントを実施予定と伝えていたが、局内で再検討した結果、教育課程の編成内容や諸室の用途についてパブリックコメントをもらうのは、馴染まないのではないかという結論に至り、実施をしない形で検討している。</p> <p>○(財政課長)移設後の青少相の跡地について、残しておくと維持管理費等がかかるので、倉庫として活用、壊して駐車場にする等、活用方法についてアセツトマネジメント推進課と相談して、早めに議論を進めて頂きたい。</p> <p>○(政策課長)多様化学校の設置完了に伴い、不登校生徒児童の受け皿は全て補完できるのか。</p> <p>→(教育相談課長)多様化学校だけが受け皿ではなく、新規事業であるメタバース空間を利用した相談教室や、これから増やしていきたいと考えている従来の校内登校支援教室、校内外の教育支援センターの充実を整えた上で、学びの多様化学校が開設されることに意味があると考えている。</p> <p>→(政策課長)学びの場という点においては、これ以上選択肢を増やす予定は今のところないか。</p> <p>→(教育相談課長)現時点ではない。こども・若者未来局を中心に検討を進めている地域の中の子ども達の居場所等と連携しながら、教育局として学びの場の広がりを引き続き検討していく。</p> <p>→(政策課長)学びの多様化学校について、保護者等から一定のニーズはあるのか。また、議会からの質問等はあるか。</p> <p>→(教育相談課長)不登校を考えるつどい等において、一定の声は聞こえてくる。ニーズに関しては、現在、不登校対策に関するアンケート調査を行っている。また、設置について議会での質問等もあり、ニーズはあるものと捉えている。</p> <p>→(総務法制課長)定期的に質問は出ている。</p> <p>○(緑区政策課長)将来的に学びの多様化学校を3区それぞれに設置する考え等はあるか。</p> <p>→(教育相談課長)現時点ではないが、校外の教育支援センターの充実等は検討している。</p> <p>○(政策課長)基本計画と基本運営計画の表現が混在しているので統一して頂きたい。</p>				

多様な学びの拠点整備事業

(並木小学校跡地活用)

令和7年11月6日
教育相談課

事業概要

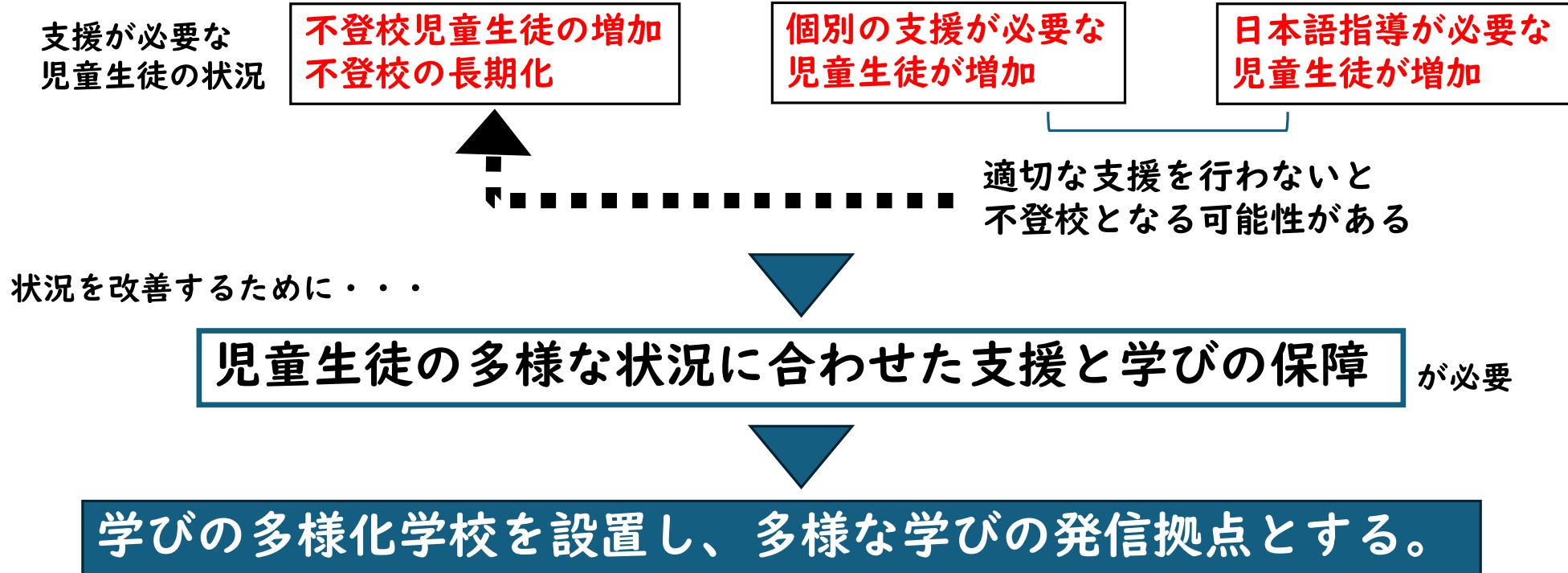
令和9年3月に閉校となる並木小学校跡地を活用し、
『学びの多様化学校』を設置するとともに、
『青少年相談センター』を同地に移転することにより、
不登校をはじめとする児童生徒の様々な状況に応じた
多様な学びと教育相談の充実を図るとともに、
市立小中学校の支援力向上のためのノウハウの蓄積と発信を担う
『多様な学びの拠点』を整備するもの

「多様な学びの拠点」整備事業基本方針の承認

審議事項

- ・並木小学校跡地の活用
- ・学びの多様化学校の設置
- ・青少年相談センター（中央相談室）の移転

『多様な学びの拠点』の必要性

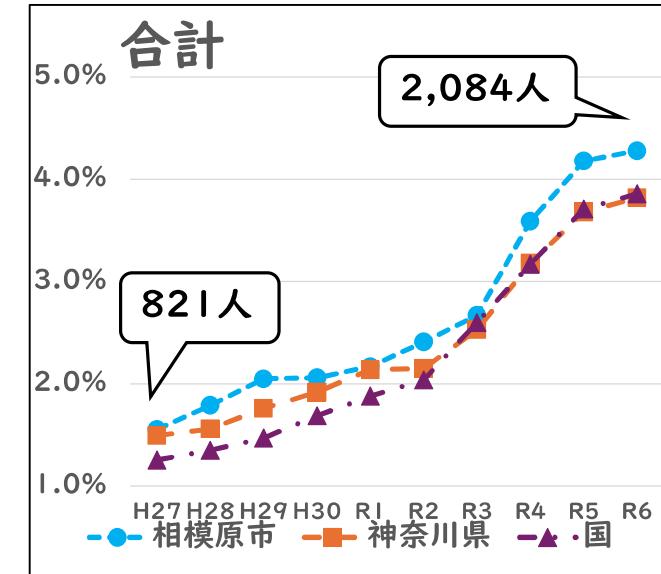
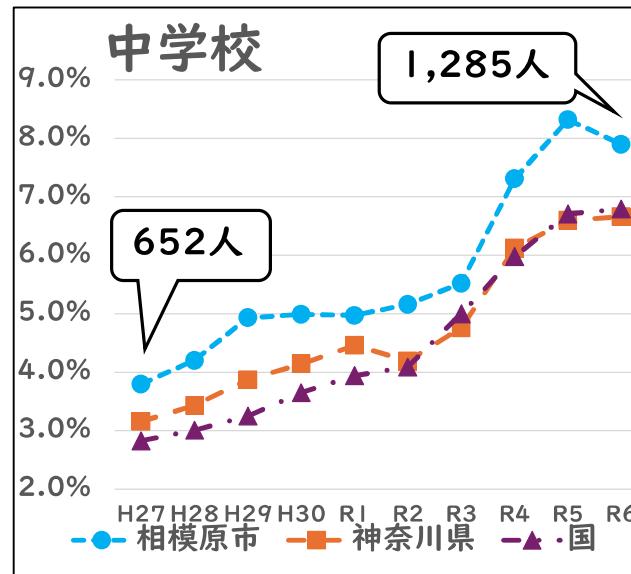
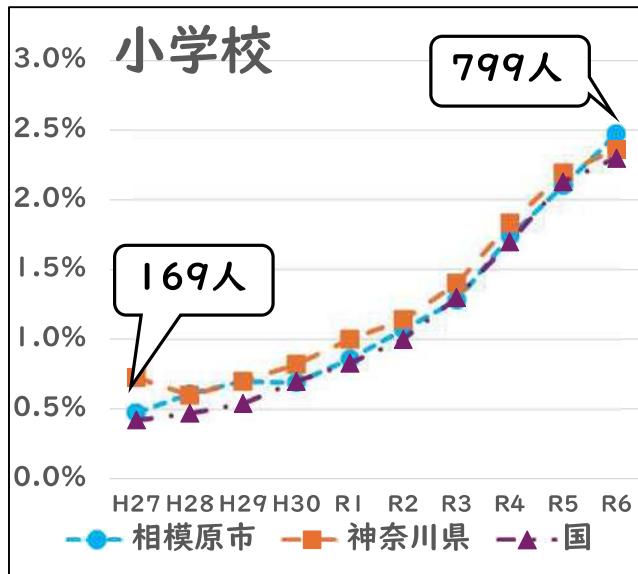


- 不登校児童生徒の学びの場の選択肢の拡充、不登校の未然防止のための支援方法の発信、教職員の支援力の向上を目指す。
- 教育相談機能をもつ施設を同じ敷地内に設置することで、カウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる支援体制の強化を目指す。

支援が必要な児童生徒の状況～不登校～

◆年間30日以上不登校を事由として欠席している児童生徒数

「児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）



○年間30日以上の欠席者数は、9年前に比べて約2.5倍に増加。

○本市では中学校の増加が著しい。

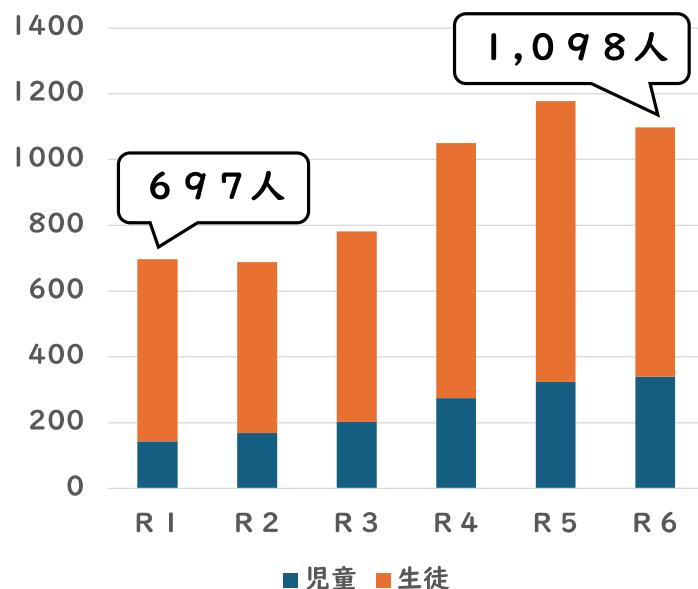


不登校児童生徒の増加

支援が必要な児童生徒の状況～不登校～

◆年間90日以上不登校を事由として欠席している児童生徒数

「児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）



◆不登校児童生徒の相談・指導状況

R4、5年度：令和7年総合教育会議資料より抜粋
R6年度：「児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）



○不登校児童生徒のうち、90日以上欠席している児童生徒数も増加。



不登校の長期化

支援が必要な児童生徒の状況～日本語指導～

◆外国につながりのある児童生徒

※外国人児童生徒及び海外帰国児童生徒に関する調査より

H27 513人 → R7 1,012人

※「外国につながりのある児童生徒」とは、以下の者を指す。

外国人児童生徒

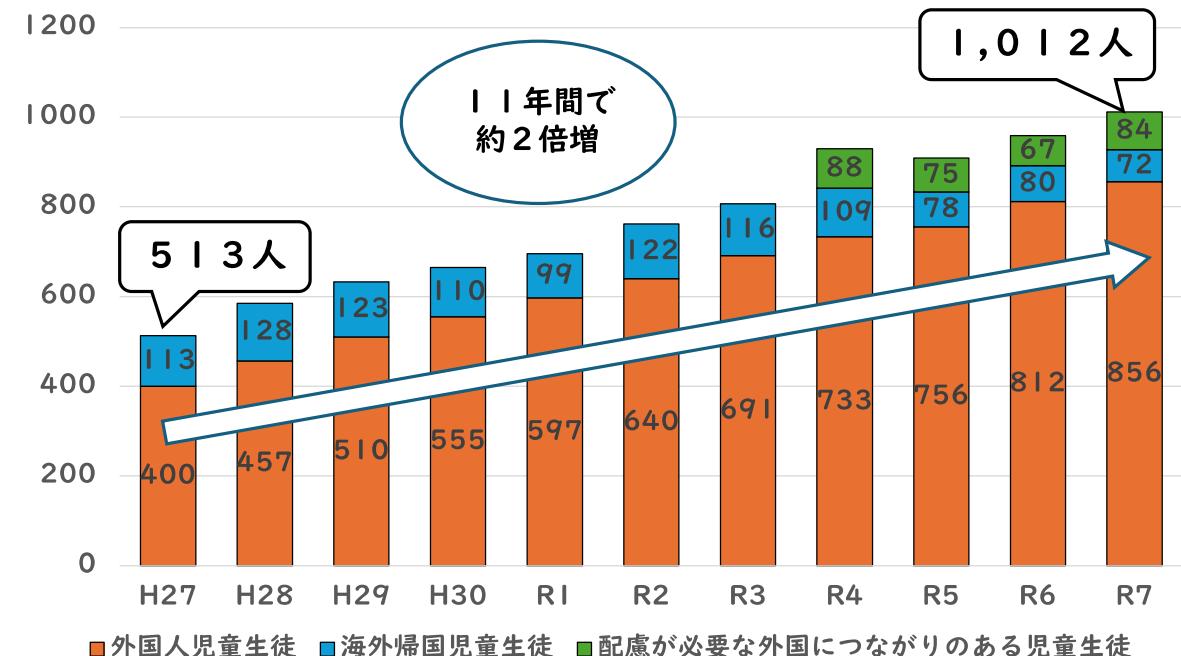
→日本国籍を有しない（日本との重国籍者は含まない）児童生徒

海外帰国児童生徒

→日本国籍を有しております（日本との重国籍者を含む）、
1年を超える期間海外に在留し、帰国3年以内の児童生徒

配慮が必要な外国につながりのある児童生徒

→日本国籍を有しております（日本との重国籍者を含む）、
日本語指導等の配慮が必要な児童生徒



○外国につながりのある児童生徒が、母語が日本語でないことで、
学校で児童生徒間のコミュニケーションに困難さを抱える場合
がある。



日本語指導が必要な
児童生徒が増加

支援が必要な児童生徒の状況～発達等～

◆学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒

通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査（文部科学省）

＜全国＞

小学校：H24 7.7% → R4 10.4%

中学校：H24 4.0% → R4 5.6%

◆通常の学級における個別の指導計画の作成割合

＜相模原市＞

小・中・義務教育学校：	R4	<u>3.4%</u>
	R5	<u>4.0%</u>
	R6	<u>4.6%</u>

○個別の指導計画を作成し、個々の児童生徒の特性に応じた支援や環境調整が必要な児童生徒が増加。

個別の指導計画とは・・・
児童生徒一人ひとりの実態や教育的ニーズに対応し、きめ細かな指導を行うために学校が作成する具体的な指導計画

※主に特別な教育的ニーズを必要とする児童生徒（特別支援学級や日本語指導が必要な児童生徒）に対して作成されるが、通常の学級に在籍し、支援が必要な児童生徒へも作成が推奨されている。



個別の支援が必要な児童生徒が増加

学びの多様化学校とは

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（抜粋）

第十条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校の整備及び当該教育を行う学校における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

「教育振興基本計画」（令和5年6月閣議決定）計画期間：令和5年度～令和9年度

不登校特例校（学びの多様化学校）の各都道府県・政令指定都市での1校以上の設置を本計画期間内において進め、将来的には、不登校特例校（学びの多様化学校）への通学を希望する児童生徒が居住地によらずアクセスできるよう、分教室型も含め、全国で300校の設置を目指す。

●学びの多様化学校とは…

学校教育法施行規則第56条の規定等に基づき、
不登校児童生徒等を対象として、教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成して
教育を実施することができる学校（R6.8.14文科省通知）

《全国の設置状況》

◎令和6年度 35校設置

本校型	17校
分校型	1校
分教室型	13校
コース型	4校



◎令和7年度 58校設置

本校型	22校
分校型	5校
分教室型	22校
コース型	9校

うち、指定都市における設置状況

12校 10都市

（公立小中学校）5校 4都市
(私立・高等学校) 7校 6都市

(仮称) さがみはら学びの多様化学校の概要（想定）

(1) 類型 本校型

- ・本校型で設置することで、義務標準法に基づく校長の配置が可能となる（分校型、分教室型は本校の校長が兼務）。
- ・学びの多様化学校独自の学校運営方針に基づき、特色ある教育課程を編成することができる。
- ・1つの学校として設置されるため、通常の学級に加え、個別の支援が必要な児童生徒のための教室を設置することができる（例：特別支援学級、国際教室など）。

(2) 校種 義務教育学校（小学1年から中学3年）

※小学1、2年生は、在籍している地域の学校での対応（学校サポーター、学習支援員、MIM等）を基に、未然防止・早期対応に力を入れていく。

- ・不登校児童生徒を対象とした教室だけでなく、外国につながりのある児童生徒を対象とした教室や対人関係やコミュニケーションについての支援を必要とする児童生徒を対象とした教室も設置する。
- ・児童生徒の個に応じたきめ細かな支援が行き届く、少人数制の学級編成とする。

(3) 学区 市内全域

- ・義務教育前期課程（小学1～6年）は、保護者送迎による通学を想定。
- ・義務教育後期課程（中学1～3年）は、保護者送迎または歩行、公共交通機関等での通学を想定。

(仮称) さがみはら学びの多様化学校の概要

(4) 規模想定

	通常級	国際教室 (日本語支援センター機能)	校内通級指導教室
対象	不登校児童生徒	外国につながりのある児童生徒や 来日間もない日本語を母語としない 児童生徒	通常の学級に在籍し、コミュニケーションや言語障害、難聴等で個別の支 援が必要な児童生徒
想定 定員	I 2 学級 I 2 0 名 想定 (前期 6 学級 6 0 名 + 後期 6 学級 6 0 名)	I 学級 想定	I 学級 想定
	※前期課程：小学 1～6 年 各学年 1 学級 (1 学級あたり 10 名) ※後期課程：中学 1～3 年 各学年 2 学級 (1 学級あたり 10 名) ※中学生の不登校生徒が増加する現状と、 前期課程からの持ち上がりを想定し、 後期課程は学年 2 学級想定	※特別な教育課程を編成し、個別支援を行う。 ※来日間もない児童生徒は、地域の学校に 在籍しながら本教室で日本語指導をうけ、 一定期間指導後、地域の学校に戻る想定。	※特別な教育課程を編成し、個別支援を行う。 ※担当教諭は市内の通級指導教室に、 支援方法等の助言を行う。
学籍	地域の学校から学びの多様化学校に 転籍（転入）した児童生徒	学びの多様化学校に在籍する児童生徒 地域の学校に在籍し通級する児童生徒	学びの多様化学校に在籍する児童生徒
想定 配置職員	学級担任、学級副担任 ※ 1 学級を複数対応できるよう人員配置	担当教諭、日本語指導講師	担当教諭

青少年相談センターの概要

◆所在地	相模原市中央区中央3-13-13
◆開設	平成15年
◆建築年	昭和42年（築58年）
◆床面積	1,563m ²
◆財産区分	行政財産
◆更新目安	公共施設マネジメントプランアクションプログラム（R4～R11）において対策が必要な施設に位置づけ

※公共施設マネジメントプランアクションプログラムにおける施設配置の基本的な考え方
・相談しやすい環境が確保されることを前提に、他の施設との複合化を検討する。
・教育支援センターについては、利用状況等を踏まえ、集約化も含めて検討する。

<青少年相談センター内の各業務>

- 教育相談課 総務班・・・会計年度任用職員(CO・SSW等)の服務管理・庁舎管理等
- 教育相談課 不登校支援企画班・・・不登校支援に関する企画・立案等
- 教育相談課 中央相談班・・・19歳以下の青少年教育相談の実施、教育支援センターの管理・運営等

- 教育支援センター（相談指導教室）
・・・不登校児童生徒に、自立と学校生活適応への支援を図り、学校復帰をめざす通室制教室
※地域の学校に籍をおいたまま通室

青少年相談センターの移設

<現状・課題>

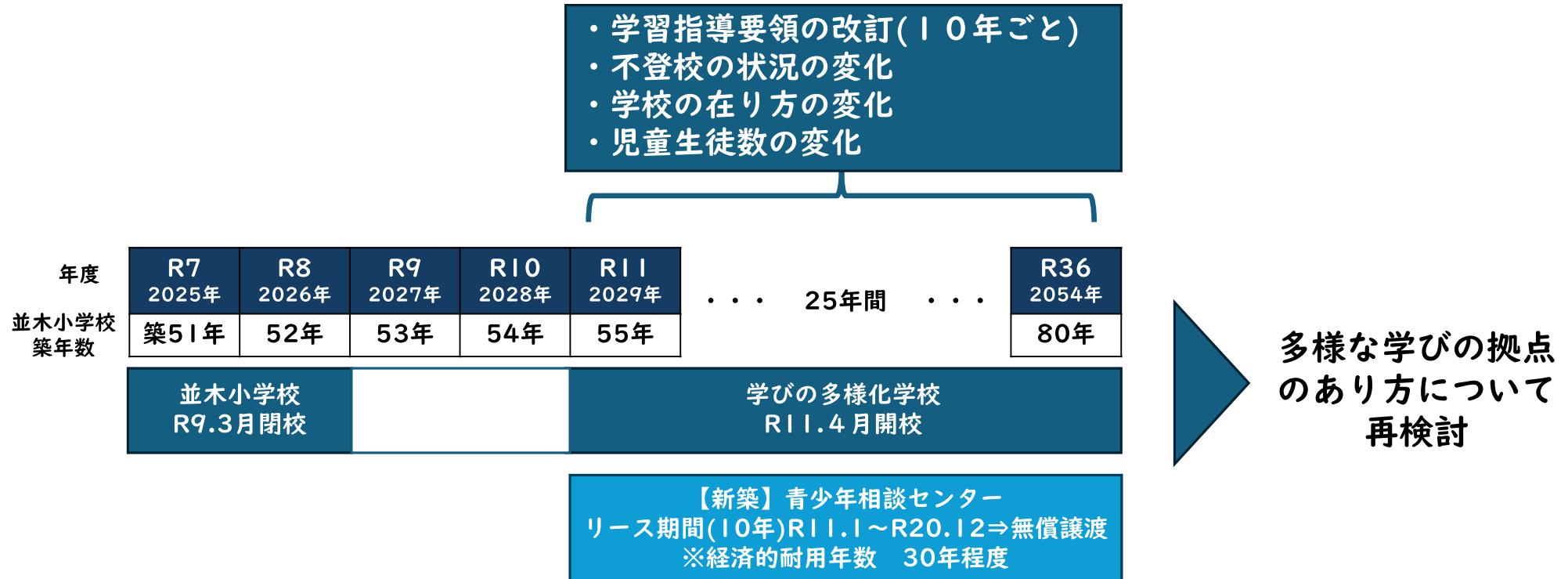
- ① 施設老朽化に伴う雨漏りの頻発、空調設備の故障
- ② 青少年教育カウンセラー・スクールソーシャルワーカーの増員等により事務室が狭小
- ③ 教育支援センター（銀河・いずみ・シリウス）が狭小※現在、公民館等を活用するなどして対応

並木小学校跡地へ移転することで・・・



- 施設の老朽化・狭小さが解消できる。
既存の学校施設内に教育支援センターが移設→多様化学校の施設を共有できる（体育館など）
青少年相談センターの延べ床面積の縮小（1,563m²から600m²以下へ）
- 相談機能と学びの場が同じ敷地内にあることで、カウンセラー等が学びの場に通室している支援が必要な児童生徒へ即時的な対応が可能となる。
- 青葉小学校跡地に移転する陽光園や中央子育て支援センター療育相談班との連携がとりやすくなり、未就学期から学齢期への切れ目ない支援の強化が図られる。
- 学びの多様化学校と教育支援センターが同一建物にあることで、不登校支援に関するノウハウの共有がスムーズに行える。

多様な学びの拠点 ロードマップ



不登校の状況や学校の在り方等の変化を考慮し、一定期間経過後、「多様な学びの発信拠点」としての機能を再検討する。
そのため、

- 学びの多様化学校は、他の学校の長寿命化工事計画と同様に整備を行う
- 青少年相談センターは、耐用年数と事業費の圧縮を考慮し、リース契約により新築する

並木小学校跡地活用イメージ

除却後、駐車場整備

※中央相談室来談者用
※多様化学校送迎者用

棟名	階	建築年度	延床面積
A棟	3	S49	2,107m ²
B棟	3	S49	2,057m ²
C棟	4	S50	1,738m ²
体育館	1	S49	682m ²

※既存のA～C棟の教室は、普通教室、特別教室とともにすべて、「学びの多様化学校」及び「教育支援センター」で使用する予定

(参考)並木こどもセンター

建築年度	延床面積
H5	505m ²



施設整備等の基本的な考え方

【方針1】既存ストックの有効活用

既存校舎の活用に当たっては、学びの多様化学校としての利用に必要最低限の改修とし、財政負担の軽減を図るとともに、早期整備をめざす。

【方針2】環境への配慮

施設改修及び新規整備に当たっては、省エネルギー設備の導入等、時代の要請に応じた環境にやさしい施設をめざす。

【方針3】避難所機能の維持・向上

現在、災害時の避難所として指定されていることを踏まえ、学びの多様化学校開校後においても避難所機能を維持する。また、体育館への空調整備など機能向上を図る。

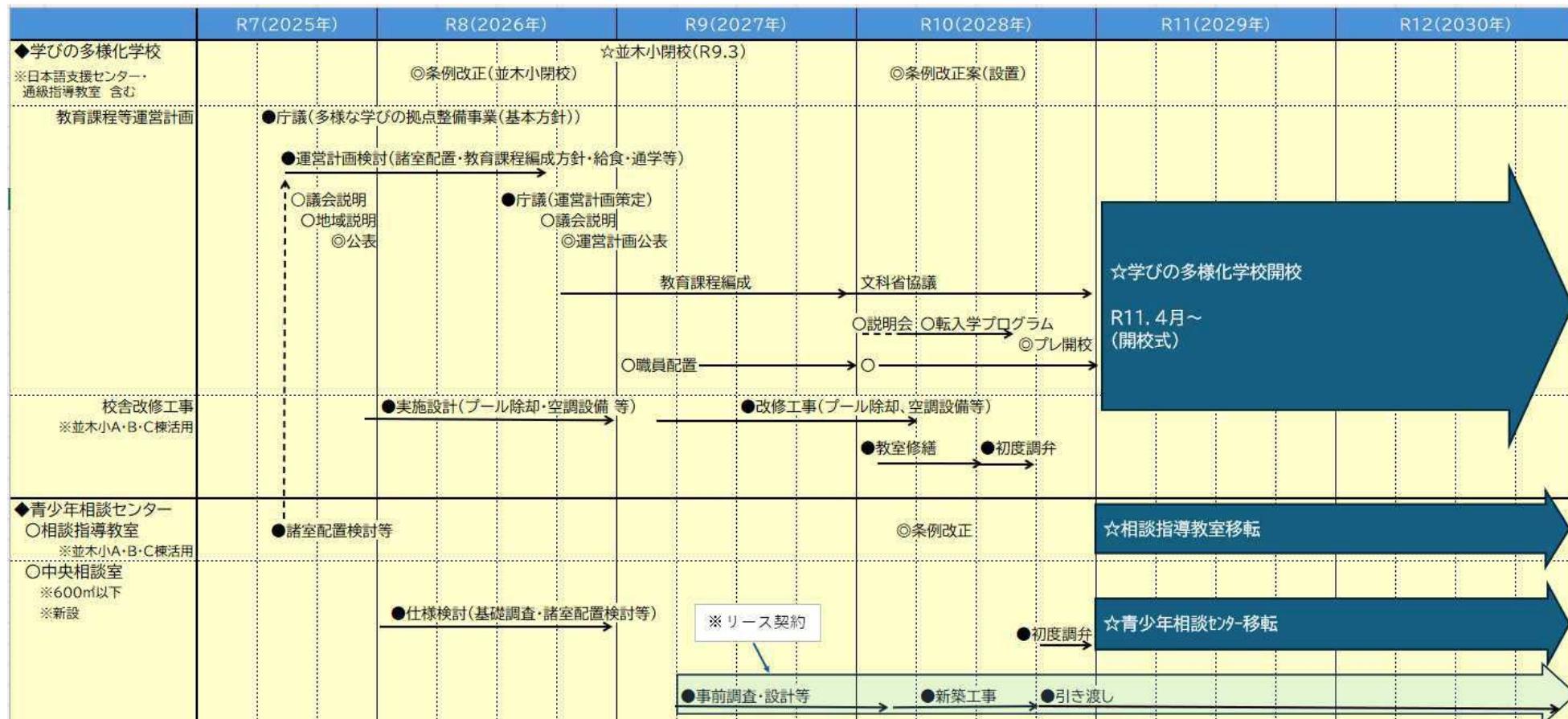
【方針4】地域開放の維持

現在、多くの利用があることを踏まえ、学びの多様化学校開校後においてもグラウンド及び体育館の地域開放を継続実施する。

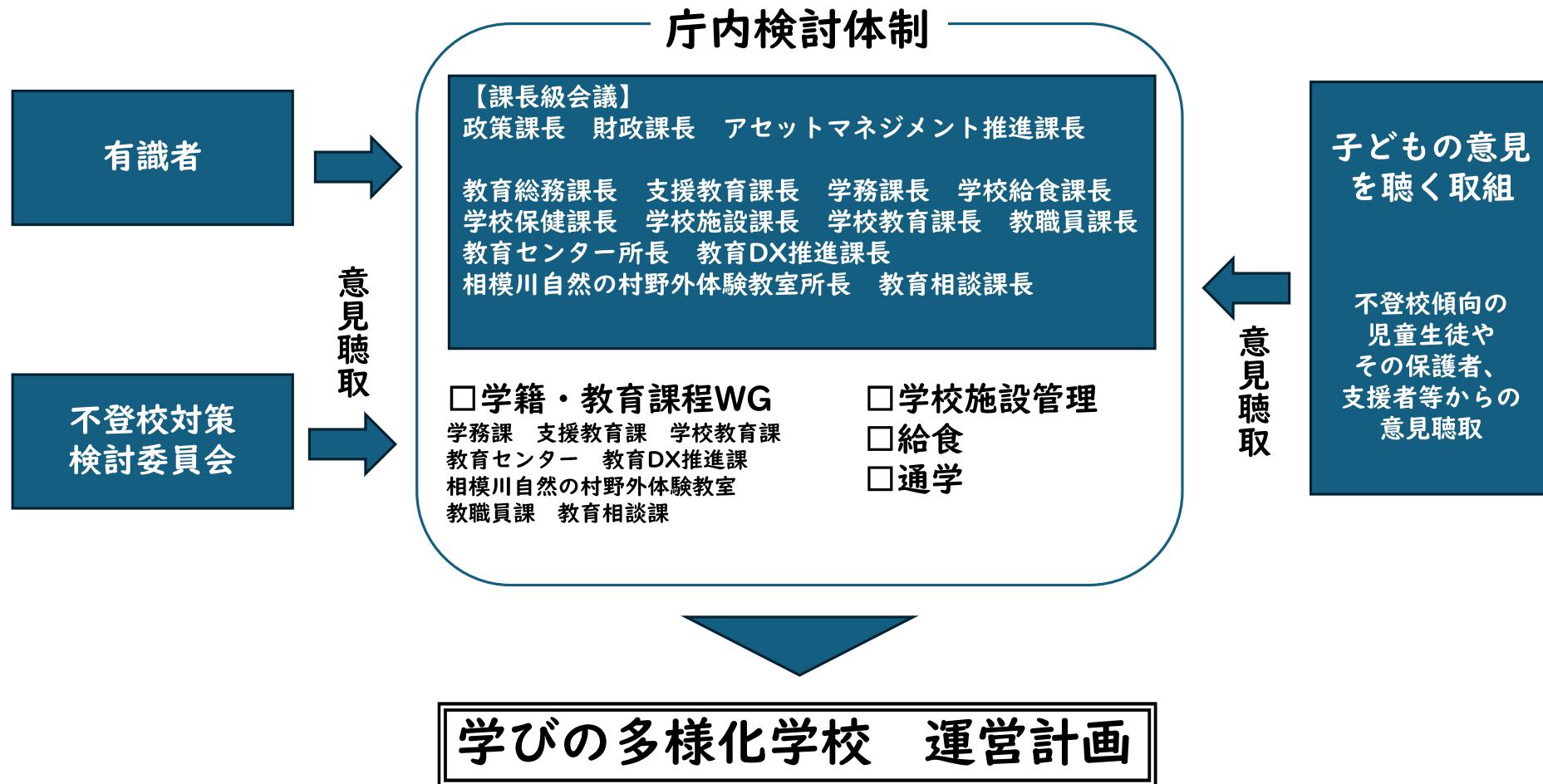
【再編後に未利用となることが想定される資産（青少年相談センター）の取扱】

⇒ 『市役所本庁舎在り方検討会議』において検討する。

スケジュール



運営計画検討体制



運営計画における整理事項

I 学びの多様化学校（並木小校舎活用）

- (1) 仮称) さがみはら学びの多様化学校のコンセプト
- (2) 教育課程編成方針
- (3) 多様化学校における国際級の機能の整理
- (4) 多様化学校における通級指導教室の機能の整理
- (5) 学校規模(児童生徒数・教員数)に関すること
- (6) 諸室等の配置(相談指導教室含む)
- (7) 転入学プログラム(学籍等)に関すること
- (8) 給食に関すること
- (9) 通学に関すること

2 青少年相談C（中央相談班）（新規整備）

- (1) 多様化学校を踏まえた中央相談班の機能の整理
- (2) 中央相談班の機能に応じた諸室の整理及び配置

主な想定概算事業費（イニシャル）

◆施設整備経費

単位（千円）

	内容	R7	R8	R9	R10	R11	単位（千円）
学びの多様化学校	設計委託	0	39,950	—	—	—	(改修) 506,450 特財：379,500 一般：126,950
	改修工事プール除却・空調設備等	—		308,000(77%)	91,500(23%)	—	
	補償調査等	—	18,500	—	18,500	30,000	
	教室修繕設計	—	—	10,000	—	—	
	教室修繕		—	—	30,000	—	
青少相C	建物賃貸借費用	—	—	0	8,750	35,000	(新築) 350,000 一般：350,000
				※リース契約 350,000を10年償還 (R11.1~R20.12)			
合 計		—	58,450	318,000	148,750	65,000	856,450
特定財源		—	43,600	231,000	82,400	22,500	379,500
一般財源		—	14,850	87,000	66,350	42,500	476,950

<特定財源の内訳> 学校教育施設等整備事業債（充当率75%、交付税措置率50%）を見込む。緊急防災・減災事業債が延長された場合はそれを充てる。

◆その他の主な経費

当該経費をはじめとする諸経費については、来年度、策定する運営計画の内容を勘案し、今後、精査する。

	内容	R8	R9	R10	計	
多様化学校	閉校時維持管理委託	—	10,000	10,000	88,000 特財： 5,000 一般： 83,000	※特財 教育支援体制整備事業費補助金のうち、学びの多様化学校設置促進事業に係るもの ・設置前の準備支援→ 補助上限500万円 ・設置後1年目→ 補助上限400万円 ・設置後2年目→ 補助上限300万円
	給食・DX関係等	—	—	45,000		
	初度調査	—	—	23,000※		
青少相	委託（物品搬送・廃棄等）	—	—	10,000	20,000	
	初度調査	—	—	10,000		
事業費合計		—	10,000	98,000	108,000	

(参考) 主な想定概算事業費 (ランニング)

◆学びの多様化学校年間経費(R11~)

一般財源合計 203,120千円

人件費 213,120千円 (内、特定財源: 68,700千円 一般財源: 144,420千円)

- ・管理職（校長、副校長）、養護教諭、教諭（常勤16人非常勤講師10人想定）→国際教室担当、通級指導教室担当含む
- ・学校事務職員、学校技能員※、日本語指導講師※（3人想定）※印は国庫補助対象外

↓原則、多様化学校独自の経費ではなく、同規模の他の1条校と同様のランニングコストが想定される。

学校施設関係 9,000千円 (水道、警備委託、各種点検、修繕費等)

学校保健関係 2,100千円 (学校医報酬、環境衛生検査、便器清掃、保険料、負担金等)

学校給食関係 13,400千円 (各種業務委託、需用費、システム保守、給与等)

教育DX関係 2,900千円 (ネットワーク、NTT回線、プロバイダ、電話料、ICT支援員等)

学務関係 24,000千円 (通学助成、教科書、就学援助、課外活動、維持管理費、
補修費、運営費、教材整備費、需用費等)

◆青少年相談センター棟年間経費(R11~)

施設維持管理 7,300千円 (水道、警備委託、各種点検、修繕費等)

※建物の更新、延床の圧縮等により、維持管理費の削減が見込まれる。

地域への説明内容（案）

- ・支援を必要とする児童生徒の状況
- ・並木小学校校舎の活用イメージ
- ・施設整備の基本的な考え方
- ・「多様な学びの発信拠点」としての機能
- ・避難所機能の維持と機能向上
- ・地域開放の維持
- ・整備スケジュール

(参考) 並木小学校跡地活用の検討経過

<並木小学校の現状>

- ・令和9年3月末で閉校
- ・第一種低層住居専用地域（活用には用途制限あり）

●第10回未利用資産活用・検討会議（R7. 3. 24）

- ▲一時保護施設等の新規整備
- ▲青少年相談センターの移転整備
- 学校施設長寿命化改修時の仮設校舎
- ▲教育センターの移転整備

●教育局内関係課長打合せ（R7. 8. 7）

- ・並木小学校跡地は教育局で活用
- ・学びの多様化学校の設置、青少年相談センター移転の方向で検討

●調整会議（R7. 10. 24）

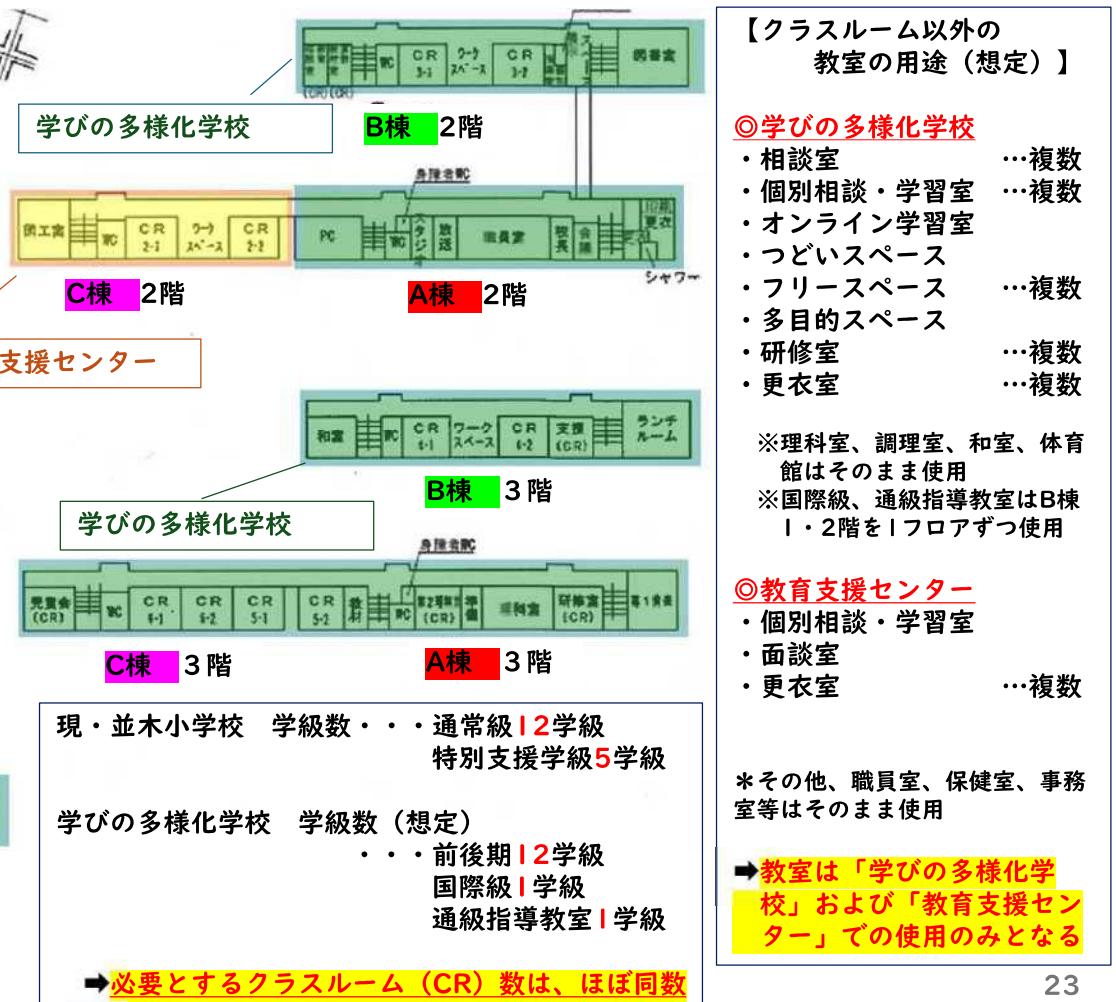
並木小学校跡地を活用し、多様な学びの発信拠点として、

- ①多様化学校の設置
- ②青少年相談センターの移転（教育支援センター・中央相談室の機能）

を検討

No.	事業内容	所管課	期間	建築審査課 窓口相談状況
1	上溝南こどもセンター改修時の什器等一時保管場所	こども・若者支援課	暫定的	×倉庫利用不可
2	博物館資料収蔵・保管・展示事業	博物館	恒久的	×倉庫利用・集客施設不可
3	選挙物品の保管場所	選挙課	恒久的	×倉庫利用不可
4	一時保護施設等の新規整備	児童相談所 総務課	恒久的	▲児童厚生施設として解釈可能なら、600m以内で可。
5	福祉避難所用資機材の保管場所	生活福祉課	恒久的	×倉庫利用不可
6	学校給食関連倉庫	学校給食課	恒久的	×倉庫利用不可
7	青少年相談センターの移転整備	青少年相談センター	恒久的	▲児童厚生施設として解釈可能なら、600m以内で可。
8	新規就農者支援のための、出荷前洗浄、パッケージ等作業場所	農政課	恒久的	×作業場利用不可
9	学校施設長寿命化改修時の仮設校舎	学校施設課	暫定的	○用途変更なく利用可能
10	教育センターの移転整備	教育センター	恒久的	▲地方公共団体の支所として解釈可能なら、600m以内で可。

(参考) 並木小学校校舎活用イメージ



第19回 決定会議 議事録

(様式4)

○開催日：令和7年11月6日

○開催場所：第1特別会議室

○案件名：多様な学びの拠点整備事業について（並木小学校跡地活用）

○担当課：教育局 学校教育部 教育相談課

(庁議構成員)

■市長公室長 ■総務局長 □財政局長 ■政策部長 ■シビックプライド担当部長
■財政部長 ■緑区副区長 ■中央区副区長 □南区副区長
■政策課長 ■総務法制課長 ■財政課長

(担当課)

■教育支援担当部長 ■教育総務課長 ■教育相談課長

(1)主な意見等

○(市長公室長)青少年相談センター跡地の検討はどの部署が担当しているのか。

→(財政部長)本庁舎のあり方検討に含まれているので、管財課が担当となる。

→(市長公室長)学びの多様化学校（以下「多様化学校」という。）の検討が進めば、跡地利用についても必ず問われてくる。今後どういった動きになるのか。

→(財政部長)会議室等で利用する可能性はあるが、具体的には今後検討していく。

→(市長公室長)新設する公共施設のロードマップがあるように、除却する公共施設のロードマップも必要ではないか。

→(財政部長)教育財産にするのか普通財産にするのかも含め協議が必要であると考える。

→(教育支援担当部長)青少年相談センターの機能は全て移転するので、教育財産としては必要ないと思われる。

○(政策部長)資料10ページについて、多様化学校に入校するにあたり基準のようなものはあるか。

→(教育支援担当部長)まずは自身の在籍校に通えない子が対象となると考えている。不登校の状態が長期化している子や、登校しづら気味であることなどを踏まえ、面談等を通じて判断していく。最終的には転校することとなり、簡単に在籍校に戻ることは出来ないため、そこを理解していただく必要があると考えている。入校の判断にあたり、明確な基準がある訳ではないが、保護者と子どもの見立てをきちんと行った上で判断していきたい。地域の学校に通えることが望ましいが、校内外の教育支援センターなども活用しながら様々な選択肢の1つとして多様化学校を考えていきたい。

○(政策部長)入校に係る見立てを担う専門の人員はいるのか。

→(教育支援担当部長)これから増員要求をしていくが、経験豊富な指導主事等を配置していく。

→(政策部長)多様化学校は特別な教育課程を編成することだが、卒業後の進路等はどうになるのか。

→(教育支援担当部長)全日制の高校や通信制の高校など様々な進路が考えられる。先日視察に行った学校や他の多様化学校では、通信制高校を選ぶ子が多いと聞いた。

→(政策部長)「学校」という環境に通えないまま成長を続けることになってしまうのか。

→(教育支援担当部長)いい意味で学校らしさがない環境であるため、集団には馴染めなかつたが、多様化学校は楽しく通えて、卒業後は全日制の学校に行ける子も一定数いると聞いている。学校へ通うことがゴールではなく、最終的なゴールは社会的な自立と捉えているため、多様化学校では次のステップに進むための準備期間となってもいいと考えている。

第19回 決定会議 議事録

(様式4)

- (政策部長)調整会議でも話があったが、クラス編成に関しては余裕をもって設定しておいた方が汎用性もあり、今後、不登校児童生徒が増加してしまった際の受け皿としての役割も期待されているため、その辺りを見越した校舎の使い方をしていただきたい。
→(教育支援担当部長)諸室の使い方についても、これから1年かけて検討していく。
- (総務局長)資料の2ページで、多様化学校と青少年相談センターが近くにあるメリットについて記載があるが、逆に今ある場所から離れるデメリットはあるか。
→(教育支援担当部長)総務班と不登校支援企画班は本庁に残る想定であり、所属長と班員が離れて配置されることになることはデメリットだが、南区及び緑区も現状は分室があるため、特段問題はないと考えている。
- (総務局長)資料4ページについて、中学校の不登校児童生徒が増加傾向にあることは、支援環境が整っていないということの表れなのか。
→(教育支援担当部長)明確な因果関係はつかめていないが、中学校に関しては、校内登校支援教室を拡充していくことで、居場所を生み出し、別室登校が可能となることで、不登校状態にならないようにする。また、アクションプランにも掲げている様々な予防策を行うことで、不登校になる前の未然防止を強化していきたい。
- (総務局長)国際教室は一定期間過ごした後は、地域の学校に戻る想定か。
→(教育支援担当部長)おっしゃるとおり、日本語がまったく話せない子については、数か月集中して日本語を学ぶことで、地域の学校に馴染めるような土台を作っていくみたい。
- (中央区副区長)青少年相談センターは別棟を建てるということだが、その中には相談室と相談指導教室が入るということでよいか。
→(教育支援担当部長)相談指導教室は別棟ではなく、多様化学校の校舎内に入る。
- (中央区副区長)説明の中で、学校らしさをなるべく消していくということだったが、校舎自体に拒否反応を示す子もいるのではないか
→(教育支援担当部長)視察に行った中でも校舎の外観はそのままであることが多く、内装を工夫して学校らしさを消すことで対応していきたい。
- (中央区副区長)現在の青少年相談センターは学校とは異なる見た目のため、入りやすいという声も聞いたので、十分工夫していただきたい。
- (中央区副区長)地域への説明について、地域のまちづくり会議でも既に話題が出ているので、連携を図りながら丁寧な対応を心がけていただきたい。
→(教育支援担当部長)府議で承認された後、遅くとも年内には地域説明に入りたい。
- (財政課長)別棟に相談室を作る予定とのことだが、プレハブの施設で相談の際の声などの音漏れの心配はないか。
→(教育支援担当部長)そういう配慮は、仕様のなかできちんと示していく。
- (政策部長)資料14ページについて、並木こどもセンターは残ると思うが、学校の閉校に伴い、児童クラブは無くならないのか。また、校庭の使い方はどのように考えているか。
→(教育支援担当部長)児童クラブは無くならないと聞いている。
→(教育相談課長)並木小の校長とも話した中では、現在も放課後多くの子が校庭を使用している状況と聞いていたため、できるだけ今と変わらない使用方法を継続していきたい。
- (政策部長)多様化学校の子は校庭を使わないのか。また、児童クラブに通う子と棲み分けができるのか。
→(教育相談課長)多様化学校に通う低学年の児童の中にも当該クラブの利用希望がある可能性はあるので、これから検討を進めていきたい。
- (市長公室長)資料16ページのスケジュールについて、並木小閉校の条例改正の提案時期を令和8年度当初にしている理由はあるか。
→(教育総務課長)閉校の場合の条例改正の提案は、通常この時期に行っている。

(2) 結 果

○原案のとおり承認する。